

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表

目次

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（第一条関係）	．．．．．	1
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第二条第一号関係）	．．．．．	5
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第二条第二号関係）	．．．．．	6

改 正 案	現 行
（出資の対象） 第二条 法第二十二條第三号に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業 三 法第二十二條第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五條に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩發達に必要な調査研究を行う事業 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業 七 協会の委託により、放送の普及發達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を	（出資の対象） 第二条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 五 （同上） 六 （同上） 七 （同上） 八 （同上） 九 （同上）

一般の利用に供する事業

十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第十二号に掲げるものを除く。）

十一 協会の放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）の配信を行う事業

十二 放送番組等を、配信の

事業を行う者に提供する事業

十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業

イ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この号において「機構」という。）が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下この号において「機構法」という。）第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業（機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以下この号において同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの

ロ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限り。）に対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者に提供することについてのであつせんを行うもの

ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業を行い、又は行おうとする

十（同上）

十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等（次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三（同上）

十四（同上）

イ（同上）

ロ（同上）

ハ（同上）

事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）の放送に従事する者の養成を行うもの

（資料の提出）

第八条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）、有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する番組基準及び法第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

ハ 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ 法第二十条第一項第六号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送並びにこれらの放送の放送番組の

（資料の提出）

第八条 （同上）

一 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ （同上）

ニ 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送

配信の実施状況の概要 へ 法第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつてした役員 の任免に関する事項 ト 法第六十四条第八項第一号に規定する受信契約に関する事項 チ 法第八十一条第二項に規定する世論調査に関する事項 二〃八 (略) 2 (略)	の実施状況の概要 へ (同上) ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項 チ (同上) 二〃八 (同上) 2 (同上)
--	---

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第二条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（共同利用施設の範囲及び補助の額等） 第五条 法第六条の規定による補助に係る施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の額又は割合は、それぞれ同表の下欄に掲げる額又は同表の下欄に掲げる割合の範囲内で国土交通大臣が定める割合とする。				（共同利用施設の範囲及び補助の額等） 第五条 （同上）			
補助に係る施設	補助の額又は割合	国土交通大臣が定める額		（同上）	（同上）		
一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）				（同上）	（同上）		
有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） <u>第二十</u> 条の三第九項に規定するラジオ放送の業務を行うための設備		十分の八		有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） <u>第六十四</u> 条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための設備	（同上）		
その他国土交通大臣が指定する施設	十分の七・五			（同上）	（同上）		

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第二条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（民生安定施設の範囲及び補助の割合） 第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合は、同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合とする。			（民生安定施設の範囲及び補助の割合） 第十二条 （同上）		
項	補助に係る施設	補助の割合	（同上）	（同上）	（同上）
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） <u>第二十条の三第九項</u> に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） <u>第六十四条第一項第二号</u> に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	（同上）	（同上）
二～十四	（略）	（略）	二～十四	（同上）	（同上）